○内閣府告示第百八号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和八年内閣府告示第五十七号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道平取町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　平取町アイヌ施策推進地域計画

三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　国有林野における共用林野の設定（四の四②）及び漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第百九号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和八年内閣府告示第五十八号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道新冠町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　第二期新冠町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百十号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和八年内閣府告示第五十九号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道浦河町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　浦河町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百十一号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第百十八号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道えりも町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　えりも町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百十二号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和八年内閣府告示第六十六号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の名称　標津町アイヌ施策推進地域計画

二　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道標津町

○金融庁告示第六十七号

オリックス株式会社が令和八年八月三日付けでオリックス銀行株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定によりオリックス株式会社に対する同法第五十二条の九第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三十一日

金融庁長官　伊藤　豊

○デジタル庁告示第九号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和八年度山梨県ＬＰガス支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和八年度宮崎県新富町一般会計当初予算における、宮崎県新富町から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第三十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

一　令和八年度山梨県ＬＰガス支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ⑴に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ⑵に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ⑴に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村か